

## 令和6年度 第1回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年7月26日（金） 16時05分 ～ 16時30分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

### 3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委 員
	神 保 和 之 委 員
	難 波 利 光 委 員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委 員
	宮 本 晴 充 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	宮 本 道 浩 委 員

事 務 局	
労働基準部長	上 条 訓 之
賃 金 室 長	藤 村 哲 也
賃 金 指 導 官	古 谷 康 将
賃 金 指 導 官	吉 冨 雄 治

### 4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

## ○賃金指導官

皆様、大変お疲れ様です。

本日までご出席の皆様には、山口県最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきありがとうございます。ごぞいます。

本専門部会委員にご就任いただきました任命通知書を机上に配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和6年度第1回山口県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長並びに部会長代理を選出していただくまで事務局で議事の進行をいたします。よろしく願いいたします。

次に、委員のご紹介に移りますが、お手元に配付している委員名簿をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

本日は、全委員が出席でございます。

続きまして、定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしており、会議を開催し、議決することができますことをご報告いたします。

次に、部会長並びに部会長代理の選出についてです。最低賃金法第24条第2項の規定により、公益委員の中から選出されることになっております。選出についていかがいたしましょうか。

## ○神保委員

私から推薦してもよろしいでしょうか。

## ○賃金指導官

よろしく願いします。

## ○神保委員

難波委員を部会長に、今崎委員を部会長代理に推薦したいと思います。

## ○賃金指導官

ただいまご推薦いただきました難波部会長、今崎部会長代理につきまして、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

## ○賃金指導官

ありがとうございました。では、これからの議事進行については、部会長の難波委員にお願いいたします。

## ○部会長

部会長に任命されました難波です。よろしくお願いいたします。私は周南公立大学の福祉情報学部の学部長をさせていただいておりますけれど、先ほど社会保障であるとか福祉政策の専門分野としており、また、賃金、労働に関しても研究もしておりますので今までの経験を今回の会議にも有効に生かしていきたいと思っております。

皆様円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## ○部会長

議題1の「金額審議」に入ります。

事務局から配付資料の説明をお願いします。

## ○労働基準部長

事務局でございます。

配付資料でございます。特に最後のページです。

生活保護と最低賃金を比較するに当たり、地域別最低賃金が都道府県単位であるのに対して、生活保護は所在地、年齢、世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。

また、地域別最低賃金が時間額であるのに対して、生活保護は月額で決定されるため、平成20年度に中央最低賃金審議でその比較方法が整理され、それに基づき算出、比較を行ったところです。

山口県最低賃金額は、1に記載しておりますが、地域別最低賃金額928円に1か月の法定労働時間数173.8時間を掛け、さらに、本省から示されました可処分所得割合0.807を掛けて手取り額130,158円となります。

山口県における生活保護費については、2のと通りの算出になります。

対象は18、19歳の単身世帯です。生活保護費は生活扶助基準（第1類費、第2類費、第2類費冬季加算及び期末一時扶助額を加算したもの）に住宅扶助実績額を加算したのになります。生活扶助基準の中の第1類費、第2類費については（4）に記載のとおり市町村別で扶助額が相違していますので、（5）に記載の各地域の人口を使って人口加重平均値を算出いたしました。冬季加算額については、1か月分を算出しました。期末一時扶助についても、人口加重平均値を用いて算出しました。住宅扶助実績額も下関市とそれ以外で金額が相違しているため、世帯加重平均値を使って算出しました。各種項目を合算した結果、生活保護費は月額で91,140円となりました。

山口県最低賃金額と生活保護費との比較結果については（3）のとおりですが、山口県最低賃金額が山口県における生活保護費を上回っていることが明らかになったものです。

以上です。

**○部会長**

では、「山口県最低賃金額と生活保護費との比較について」意見がありましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

**○部会長**

それでは、最低賃金額と生活保護費の比較については、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額928円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことを確認したということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**○部会長**

はい、ありがとうございます。

それでは、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金額は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことを確認いたしました。

本日開催の第439回本審において、労働者側から基本的な主張について述べられました。具体的な「金額審議」は次回にすることになりますが、労働者側委員・使用者側委員から何か説明すべき事項はありますか。

**○横山委員**

委員の横山でございます。よろしく申し上げます。

それでは、先ほどの本審でも基本的な主張は述べさせてもらいましたので、今回の第1回の専門部会におきましては、特段の主張はございません。従いまして本日様々な資料を含めデータをいただいたところでございますので、この資料を分析したうえで次回以降具体的な提案をさせていただけたらと思います。

以上です。

**○宮本道浩委員**

使用者側委員といたしましては先ずは、今日は表明いたしませんでしたでしたが、基本的な主張というものを示させてもらった上で改めて金額提示をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

## ○部会長

他にございませんでしょうか。

## ○神保委員

公益委員の神保でございます。

事務局のほうにお尋ねしたいのですが、皆さんご案内のように、2年くらい前からかな、賃上げということがメディアのほう新聞の一面等、ニュースなどで見るような状況ですが、山口県内で労働組合、使用者の方も含めて賃金引上げの宣言をされたということですが、実際に県内での賃金引上げの対応、施策はどのようなかということをお聞きしたいと思っております。昨年の審議会でも話題になりましたが、年収の壁ということも含めてご説明をお聞きしたいと思います。

## ○労働基準部長

事務局でございます。

賃上げの共同宣言の内容ですが、山口県内における生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃金引上げの機運を高める契機とするため、今年の3月には、山口県においても政労使が一堂に会し、「やまぐち政労使会議」が開催され、「持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言」が採択され、持続的な賃上げのため、政労使が相互に協力して、中小企業が賃上げの原資を確保できる取引環境を整備することなどに「オール山口」で取り組むことを宣言いたしました。労働局としては、厚生労働省で開設している「賃金引き上げ特設ページ」の周知のみならず、県内で賃金引上げを実施した企業の事例を収集し、各企業に展開するとともに、価格転嫁対策や業務改善助成金等の中小・小規模事業者に対する生産性向上支援推進に取り組んでいるところです。

もう一つが、年収の壁対策ですが、昨年10月以降、最低賃金額の改定に合わせて賃金引上げがされたことにより、社会保険適用になった労働者に対しては、社会保険適用に伴う手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組に対して「キャリアアップ助成金」を用意しています。管内の事業主団体、業界団体を始めとする各種団体等に対し、活用の周知を行ったところ、助成金の対象となった労働者は1,440名までになりました。本年10月には社会保険の更なる適用拡大が予定されており、新たに社会保険適用となる労働者が一定数見込まれることから、労働局において7月1日から9月20日までを集中取組期間とし、事業主への訪問、経営者協会様等の経営者団体等に対する要請、安定所の窓口、電話及び各種セミナー・事業主説明会の場など、あらゆる機会を活用して積極的な助成金の活用、利用勧奨を実施しているところです。

以上でございます。

○神保委員

はい、ありがとうございます。

実際、ハローワークでの求人に関する現状は如何なものでしょうか。

○労働基準部長

本年5月時点でハローワークで募集している募集賃金額の低い額を平均したものは1,055円です。

○神保委員

1,055円というものは具体的な職種というか業種に関わりなく単純に低めの数字を均した金額ですか。

○労働基準部長

はい。

○神保委員

今、事務局から聞いた話の中で一点、もし使用者側委員のほうからお答えできたらありがたい質問ですが、年収の壁の話の中で企業側の配偶者手当のことも少々課題にもなっているのですが、実際に経営者のほうで配偶者手当の位置付けや見直しに関して把握されているということがあるのでしょうか。

○宮本道浩委員

私、経営者協会の者ですが、その点については把握できていないところです。

○神保委員

10年以上前になりますが、私も総務部長の経験がありまして、その頃から共働きの家庭が増えてきていて配偶者手当は共稼ぎの家庭からするとちょっと意識するという感じで、今回厚生労働省の年収の壁支援強化パッケージなどの資料とか、最後のほうに配偶者手当への対応というのが出ていましたので、そういうところを含めてですが、人件費なので、色々と考えていらっしゃるのかなと感じた次第です。

ちょっと話が脱線しましたが、ありがとうございました。

○部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

○坂本委員

年収の壁の話がありまして、キャリアアップ助成金の企業の対象労働者が1,440名というお話がありました。これはまさに、年収の壁支援強化パッケージの社会保険適応処遇改善コースにかかる数字と置いていいのですか。

○労働基準部長

そのとおりです。

○坂本委員

聞くところによりますと、制度が複雑で使いづらななどという話をよく聞かんですが、1,400名程度いらっしゃるということか多いのか少ないのかよくわからないところですが、結構使われているなという認識ですか。

○労働基準部長

全国の労働局の中では少なくとも真ん中より上、真ん中に近い数値だと思います。

○大原委員

何社くらいですか。

○労働基準部長

社数については次回までに確認します。

○神保委員

私の個人的な受け止め方ですが、年収の壁は、去年以降、この場でも出ましたけれども時限的な措置であろうと私かは思っています。これについては労働者の処遇改善であったり、企業側からみたら人材育成なども絡む問題だと思っています。

失礼ですが、厚生労働省側としたら一つのパッケージとして出されたとは思うのですけれども、労使含めて行政も含めて税制が絡む問題なので、これから先、より整備されていくのではないかなと私はみております。

○部会長

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

○坂本委員

次の専門部会の時にお願ひしたい資料がありまして、山口市の消費物価指数が今日ついていると思いますが、事前に少し見てみたところですが、中央最低賃金審議会の

中で今年の消費者物価指数の考え方の中で、頻繁に購入する品目についての上昇率を使われたという部分があるのですが、その数字が山口県においてあるのでしょうか。そういう数字が見当たらなかったのですがその辺はあるのでしょうか。

**○労働基準部長**

その数字は各都道府県にはないです。全国の数字しかないです。

**○坂本委員**

地方ではこの数字をキーにしているように見受けられるので。

この数字は山口県のものはないのですね。

**○部会長**

加えて言うと、産業連関も意外とそうで、自治体間の産業連関は、データがなくて追及するのもほぼ困難で、県レベルでやるのも困難で、統計的な処理ができるかというのは、結構全国ベースというのがひとつの基本になっていて疑問に思われるのは私も同じところ。そういうところが解明できないと分からないところの議論が進まないということも共感するところでもあります。

**○部会長**

はい、他にいかがでしょうか。

(意見・質問等なし)

**○部会長**

次に議題2の「その他」に移ります。

何かございますか。

(意見・質問等なし)

**○部会長**

事務局から何かありますか。

**○賃金指導官**

第440回本審を7月30日(火)11時から開催することになりましたので、次回の第2回専門部会は7月30日(火)の13時00分から、この場所で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

**○部会長**



それでは、第1回山口県最低賃金専門部会を閉会といたします。皆様お疲れ様でした。